

会津若松市保育施設入所事務取扱要綱

(昭和 63 年 6 月 30 日決裁)

(平成 10 年 3 月 25 日決裁)

(平成 15 年 11 月 21 日決裁)

(平成 25 年 11 月 20 日決裁)

(平成 26 年 9 月 29 日決裁)

(平成 28 年 8 月 31 日決裁)

(令和 6 年 1 月 5 日決裁)

(令和 6 年 10 月 17 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の規定による保育施設入所事務について、会津若松市保育施設入所事務に関する規則（昭和 62 年会津若松市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。

(優先利用)

第 2 条 保育施設の入所調整は、別表第 1 に掲げる基準指数及び別表第 2 に掲げる調整指数により算定される指数が高い者から順に行うものとする。

2 新規入所又は転園に係る入所調整を行う場合であって、前項により算定される指数が同数であるときは、新規入所者を優先するものとする。

3 前項の規定による優先順位が同等となる場合の保育施設の入所調整は、別表第 2 の表中の番号の順（ただし、15 及び 16 は除く。）により決定するものとする。

4 前項の規定により決定される番号の順が同じとなる場合の保育施設の入所調整は、入所月が早いものから優先するものとする。

5 前項によっても優先順位が同等となる場合の保育施設の入所調整は、親族の状況等を総合的に勘案して行うものとする。

6 別表第 2 の番号 3 のひとり親家庭の調整指数を用いる場合は、当該事項を証する書類の提出を求めるものとする。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略させることができる。

(保育施設の入所日)

第 3 条 保育施設の入所は、月の初日をもって行うものとする。ただし、保護者等の事情により日々保育が必要であると福祉事務所長が認めるときはこの限りでない。

(広域入所)

第4条 児童福祉法第24条第5項及び第6項の規定に基づき、会津若松市の区域内（以下「市内」という。）に居住する児童をその保護者の申込みに基づき他の市町村に所在する保育施設へ入所させることが適当であると認められる場合は、その管轄する市町村と協議し、承認の上、入所の措置を行う。

2 他の市町村から保育施設の広域入所の協議を受けた場合は、市内の児童を優先し、市内の保育施設に係る欠員、入所申込み状況等を十分配慮の上、当該保育施設の入所を受託するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は決裁の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。
（保育事務処理に関する要綱の廃止）
- 2 保育所事務処理に関する要綱（昭和53年5月1日決裁）は、廃止する。
（会津若松市保育所入所事務取扱事務要綱の廃止）
- 3 会津若松市保育所入所事務取扱要綱（昭和62年8月25日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第2条の規定は、平成26年度以後の年度分の会津若松市保育の実施に関する事務取扱について適用し、平成25年度分までの会津若松市保育の実施に関する事務取扱については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、規則の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、決裁の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の会津若松市保育施設入所事務取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、施行日以後に市が行う保育施設入所事務について適用し、施行日前に市が行う保育

施設入所事務については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後に市が行う保育施設入所事務等の申請の受理、その他保育施設入所事務に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。この場合において、準備行為の手続は、改正後の要綱に規定する手続の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、会津若松市保育施設入所事務に関する規則の一部を改正する規則の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市保育施設入所事務取扱要綱の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保育施設入所事務について適用し、平成 28 年度分までの保育施設入所事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市保育施設入所事務取扱要綱の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保育施設入所事務について適用し、令和 5 年度分までの保育施設入所事務については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の会津若松市保育施設入所事務取扱要綱の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保育施設入所事務について適用し、令和 6 年度分までの保育施設入所事務については、なお従前の例による。